

第2節

海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2020年の事件・事故などとその対策

2019年の時点で、年間延べ約2,000万人¹の日本人が海外に渡航し、約141万人（2019年10月現在）の日本人が海外に居住している。このように海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年は、日本人が犠牲となるテロ事件は発生しなかった一方、各地で引き続き多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、パリ（フランス）郊外での刺殺事件（1月）、ロンドン南部（英国）での刺傷事件（2月）、チュニス（チュニジア）の米国大使館付近での自爆事件（3月）、ロマン＝シュル＝イゼール（フランス）での刺殺事件（4月）、パリ郊外での警官襲撃事件（4月）、ベルリン（ドイツ）の高速道路での車両衝突事件（8月）、パリの風刺週刊誌シャルリー・エブド元本社前での刺傷事件（9月）、パリ郊外での教師刺殺事件（10月）、ニース（フランス）での刺殺事件（10月）、ウィーン（オーストリア）での銃乱射事件（11月）、ジッダ（サウジアラビア）の式典会場での爆発事件（11月）などが挙げられる。

近年のテロ事件の発生地域は、中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する

欧米やアジアにも拡大している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化され実行するテロ（ホームグロウン型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼」によるテロ（ローンウルフ型）が多数発生している一方、ウィーンでの銃乱射事件（11月）のように、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）²などの組織的背景があるとみられるテロ事件も発生している。また、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）を標的とするテロ事件も引き続き多く発生している。

2020年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で海外渡航者が大幅に減少したことから、日本人の犯罪被害件数も例年に比べ減少したものの、世界各地で、日本人が強盗目的で殺害される事件などが発生している。

また、新型コロナは中国から世界各地に感染が拡大したことから、アジア人に対する風評被害が各国で見られ、日本人が被害に遭う事案も発生した。

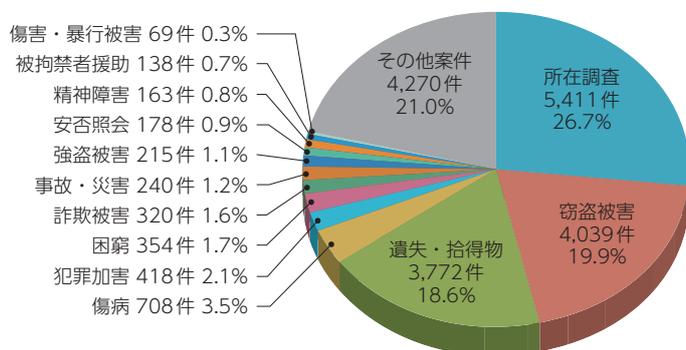
自然災害は、世界各地で多く発生しており、ルソン島（フィリピン）の火山噴火（1月）、サイクロン「LINFA」（5月）、エーグ海地震（10月）、ハリケーン「ETA」（11月）などにより大きな被害が出た。

¹ 出典：法務省「出入国管理統計」

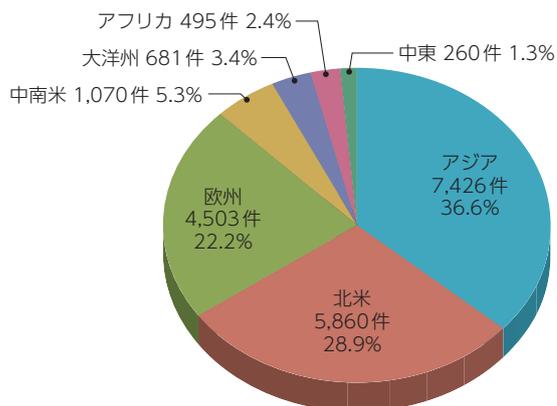
² ISIL：Islamic State of Iraq and the Levant

邦人援護件数の事件別・地域別内訳 (2019年)

2019年海外邦人援護件数の事件別内訳



2019年海外邦人援護統計の地域別内訳



援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数
1	タイ日本国大使館	1,521件
2	フィリピン日本国大使館	1,187件
3	英国日本国大使館	981件
4	大韓民国日本国大使館	775件
5	フランス日本国大使館	750件
6	ロサンゼルス日本国総領事館	626件
7	ホノルル日本国総領事館	615件
8	上海日本国総領事館	595件
9	パルセロナ日本国総領事館	591件
10	サンフランシスコ日本国総領事館	559件

順位	在外公館名	件数
11	香港日本国総領事館	449件
12	ニューヨーク日本国総領事館	445件
13	セブ領事事務所	368件
14	イタリア日本国大使館	356件
15	デンパサール日本国総領事館	282件
16	ハガツニャ日本国総領事館	277件
17	アトランタ日本国総領事館	268件
18	シアトル日本国総領事館	265件
19	ヒューストン日本国総領事館	233件
20	ポートランド領事事務所	231件

※大使館、総領事館、領事事務所などのうち、援護件数の多い上位20公館を掲載

さらに、2020年は米国や香港を始め世界各地で大規模な抗議活動が相次ぎ、外務省としては、デモや抗議活動に近付かないよう海外安全ホームページなどで呼びかけた。また、地域情勢に応じ、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出し、エチオピア、アゼルバイジャン、アルメニア及びコートジボワールなどの危険情報の危険レベルを引き上げた。

また、海外旅行中に発病し滞在先のホテルなどで急死した事例も前年に引き続き報告された。これらの事故や疾病では、日本と比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、医療サービスが不十分なことなどにより対応が困難な事例も散見された。

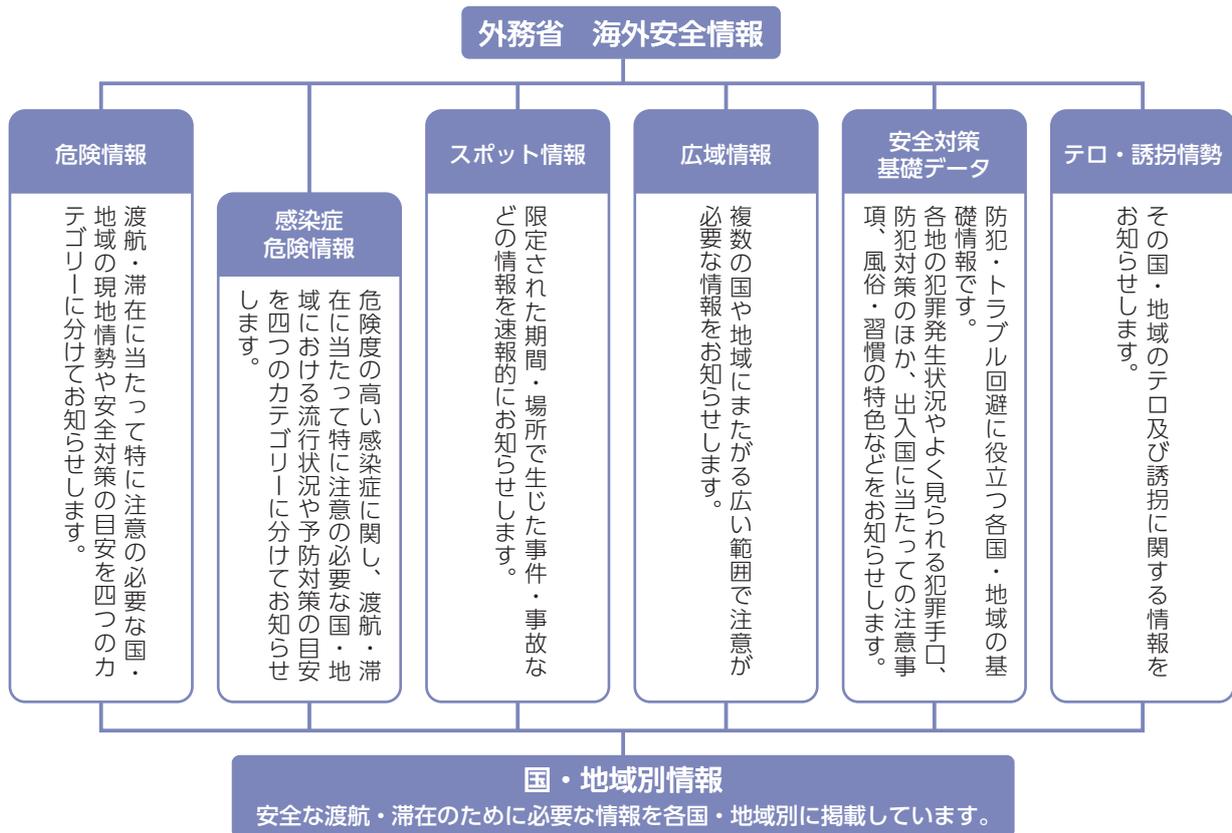
外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関

連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

2019年末以降、中国から発生した新型コロナウイルスが世界で猛威を振るった。これに対し、外務省は、感染症危険情報やスポット情報を機動的に発出するなど、ホームページやメールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信・注意喚起を行った。また、中国湖北省に滞在していた日本人などが政府チャーター機で帰国したほか、世界各地の日本国大使館・総領事館などの支援により、11月末までに合計で101か国から1万2,000人を超える日本人の帰国が実現した(2ページ 巻頭特集参照)。

その他の感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国及びウガンダで報告され、世界各地で麻疹が流行したほか、中東

海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）



では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が引き続き報告されている。ジカウイルス感染症、黄熱病、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も引き続き世界各地で流行した。

（2）海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2019年に対応した日本人の援護人数は、延べ2万1,725人、援護件数は2万295件と微減となった。

しかし、日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。特に2020年の年初以来、新型コロナ感染拡大に伴い、各国の渡航者に対する入国・行動制限や、航空便の減便などの様々な制約がある中で、海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロといった複合化したリスクに適切に対処することが必要とされている。また、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して難しくなっていることから、海外安全対策に万全を期すことが一層

求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

具体的には、「海外安全ホームページ」を通じて各国・地域の最新の安全情報を発信しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2020年は、新型コロナの世界的な感染拡大を踏まえた安全対策の必要性を周知するため、外務省主催の国内・在外安全対策セミナーを日本・海外各地で実施したほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーに外務省領事局から講師を派遣した（在外で10回、国内で7回）。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連



外務省海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



外務省海外安全アプリ
 海外安全ホームページ「海外安全アプリの配信について」
 (https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html) からダウンロード可能

絡協議会」を定期的で開催している。新型コロナウイルス流行下においても、オンライン形式で開催するなど、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に国際協力事業関係者や、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化が再認識されたことを受けて、中堅・中小企業に関しては、基本的な安全対策を分かりやすく解説した漫画「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を通じた啓発を推進した。

また、海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で講演を実施している。2020年は新型コ

ロナ感染拡大の影響により、各教育機関からの講演依頼は減少したものの、オンライン形式による安全対策講座の実施など、引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、広報カードや小冊子「海外安全 虎の巻」の配布などを通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。

「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2020年11月現在667万人を突破した。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上

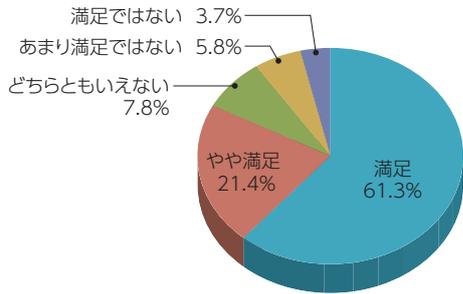
海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2021年1月に145公館を対象とした調査では、1万8,349人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的に感じられるなど、職員の接客態度について改善を求める意見も寄せられており、このような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく考えである。

(2) 旅券（パスポート）：信頼性の維持と利便性向上・業務効率化

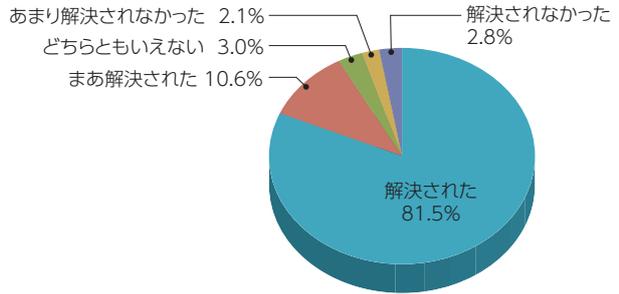
2020年2月から、葛飾北斎の「^{ふがく}富嶽三十六景」を全ての査証ページに採用した新型旅券の発行を開始した（292ページ 特集参照）。

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2020年度：145公館）

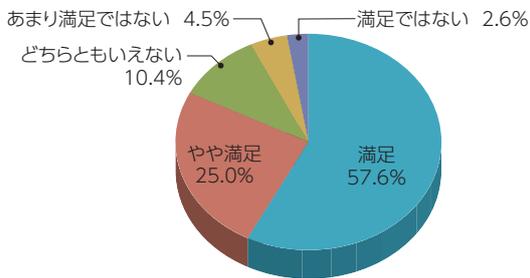
ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、満足度はいかがですか。



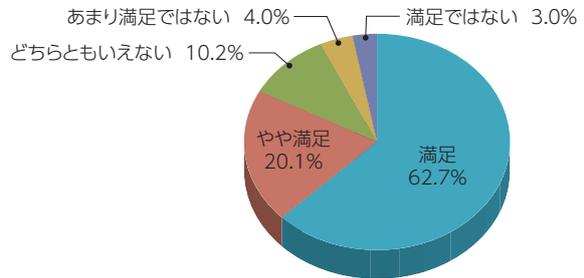
領事サービスを利用することであなたの問題（申請、届出、各種相談等）は解決されましたか。



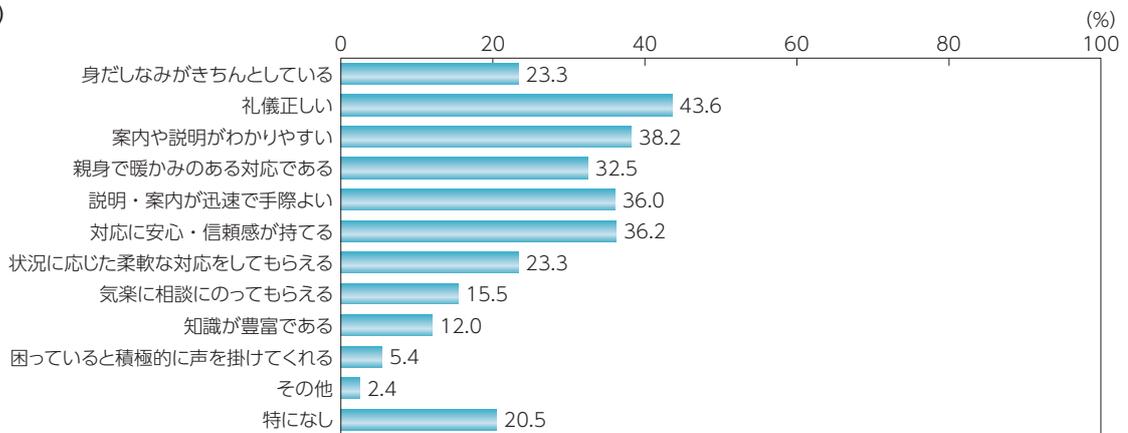
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、どの程度満足していますか。



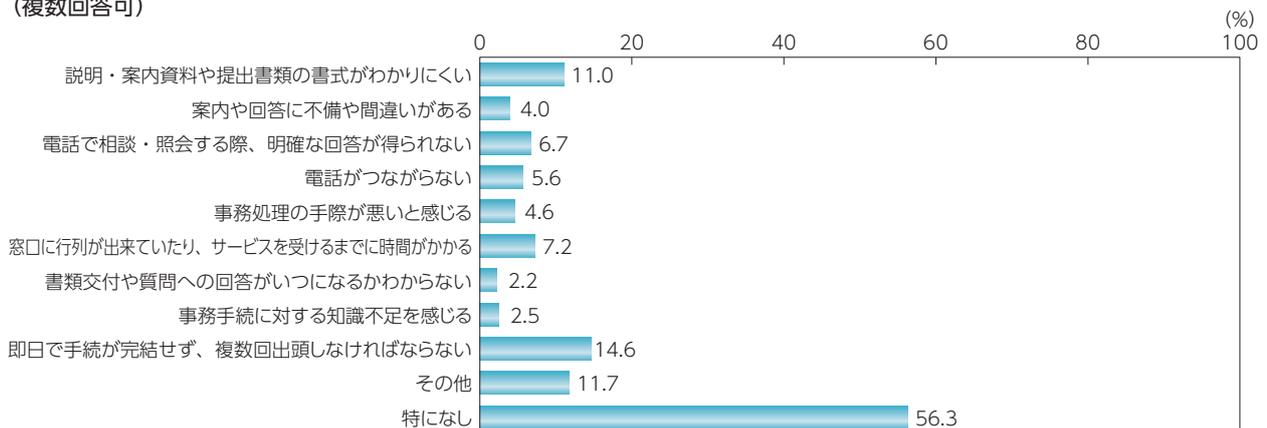
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、どの程度満足していますか。



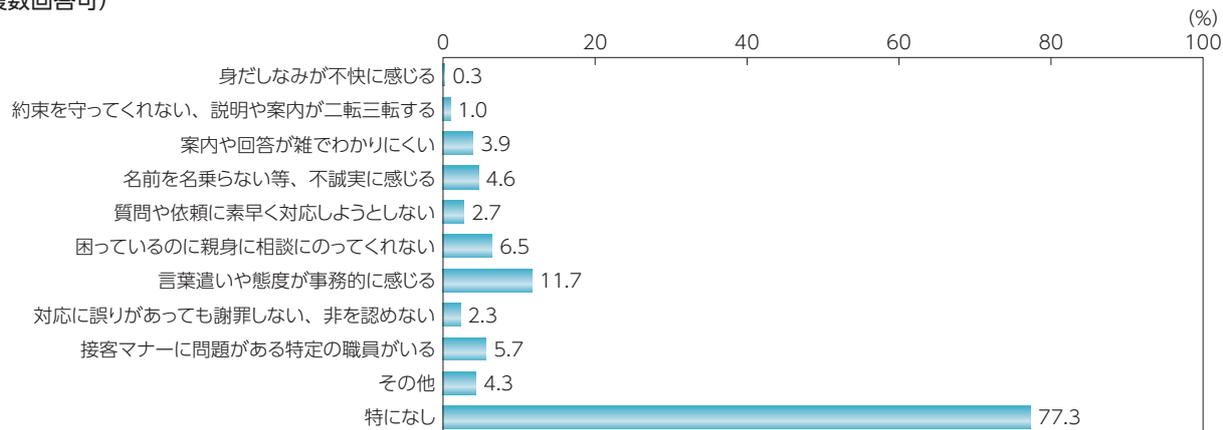
領事サービスにおける、スタッフの窓口や電話の対応で「良かった」と思えたことがあれば、下記からお選びください。（複数回答可）



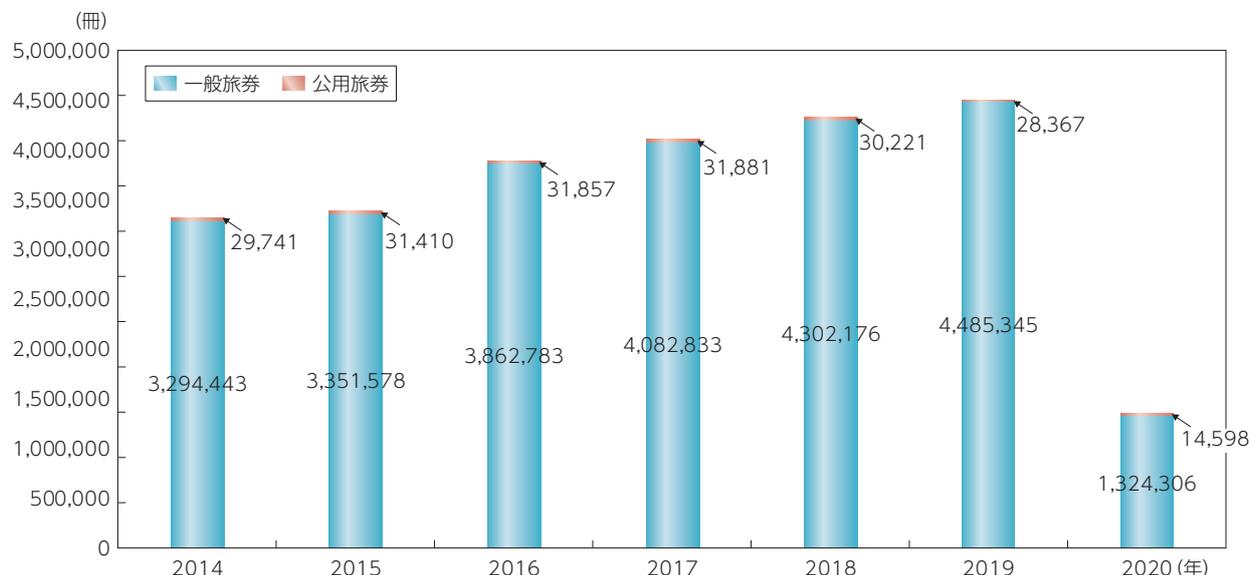
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。（複数回答可）



領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。
(複数回答可)



旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出展：2020年旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

2020年の旅券発行数は134万冊であり、世界中で新型コロナが拡大し海外渡航者が減少したことが影響し、前年比で70.3%減少した。12月末時点で有効な旅券の総数は約2,771万冊であった。

デジタル社会の実現が急務となっており、旅券の発給申請についても、12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、2022年度からオンライン申請を可能とし、その制度設計に当たっては旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータル（政府が運営する行政手続などに関するオンラインサービス）など既存のインフラの利用、出頭回数の削減、業務のデジタル化などに限りなく努めることとしている。

旅券の旧姓併記については、これまで非常に厳格な要件の下で認めてきたが、2021年4月以降の申請では要件を緩和するとともに、旅券上の記載方法を変更することとした。具体的には、旅券に旧姓の併記を希望する場合には、戸籍謄本、旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードのいずれかで旧姓を確認できれば旧姓の併記を認めることとし、また、旅券の身分事項ページで、併記されたものが旧姓であることを外国の入国管理当局などに対して分かりやすく示すため、英語で「Former surname」との説明書きを加えることとした。

2020年も他人になりすますなどによって旅券を不正取得する事案が15件確認された。国



外での不正使用も10件確認された。

2006年のIC旅券導入以降、積極的に新しいセキュリティ技術を取り入れており、2020年の新型旅券でもICチップ内の個人情報不正読取防止機能を強化し、全ての査証ページのデザインを変えるなどの偽変造対策を講じている。

旅券の国際標準を定める国際民間航空機関(ICA0)での検討を踏まえ、欧州やアジアなどの一部の国では熱可塑性プラスチック基材にレーザー印字するなどの新技術の導入が進められており、日本も2024年度中にこれらを取り入れた次世代旅券の導入を目指している。

2021年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標(信頼性などに基づく)において日本の旅券は110か国中第1位となった。いずれにせよ、引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に出頭する必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援(校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部援助)を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校(国語などの学力維持のために設置されている教育施設)に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。特に、最近の国際テロ情勢の変化などを踏まえ、安全対策に関連する支援を更に強化・拡充している。今後もこうした支援を継続していく考えである。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している(2020年度は新型コロナの影響により実施なし)。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、健康安全講話を実施している(2020年度は新型コロナの影響により実施なし)。

ウ 海外在留邦人・日系人への支援

2021年3月から12月の間、新型コロナの感染拡大により生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援するため、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体などが実施する、在留邦人・日系人コミュニティにおける感

特集

新型の2020年旅券の発給

～ふがく富嶽三十六景で偽変造対策と日本文化発信を～

2月4日申請受付分から、新しい旅券の発給が開始されました。これまでも1992年に機械読取式旅券、2006年にIC旅券を導入するなど新たな技術を取り入れた旅券を開発しており、2013年に発給が開始された現在の旅券においても、白黒透かし、ホログラム、特殊印刷など高度な技術による偽変造対策が施され、偽変造旅券の発生割合は極めて低くなっています。今般、更なる偽変造対策のため、新たな技術を取り入れた旅券を導入しました。

新しい旅券ではICチップ内の個人情報の不正読み取りなどを防ぐ機能を強化しているほか、査証（ビザ）ページのデザインを変更し、葛飾北斎の「富嶽三十六景^{※1}」を採用して偽変造対策を講じています。これまでの旅券の査証ページはどのページも同じデザインでしたが、ページごとに異なる図柄にすることで偽変造がより困難となりました。

査証ページに用いるデザインは、偽変造対策の観点とともに、日本文化の発信にも資することから、日本的で美しいデザインとすることを考慮し決定しました。基本デザインの選定においては、デザインに専門的な知見を有する文化人のほか、実際に旅券を使い海外渡航する機会が多い旅行関係者、ジャーナリスト、スポーツ関係者など5人の有識者による「次期旅券冊子デザイン選定準備会合」を開催し、複数の候補について議論いただいた内容を踏まえ、最終的に外務大臣が決定しました。

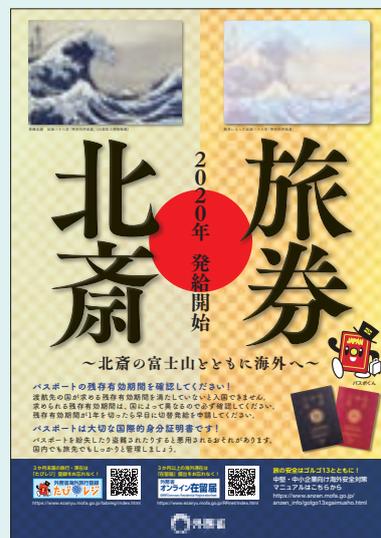
デザイン案には、正月やひな祭りなど日本人の原風景や、空を飛ぶ旅を連想させる鶴、桜などの日本の季節を代表する四季の植物をモチーフとしたものなど様々な候補がありましたが、日本らしさ、品格、親しみやすさなどの観点から、世界遺産でもある富士山をモチーフとし、世界的に広く知られている浮世絵の代表作でもある「富嶽三十六景」を採用しました。

旅券冊子の査証ページは10年旅券で48ページあり、見開きの2ページに1作品を採用するため24作品を用いています（5年旅券は36ページに18作品）。「富嶽三十六景」のうちどの作品を使用するかを検討においては、デザインのバランスや選定方法の客観性に配慮し検討した結果、作品名の五十音順で最初の24作品を用いることとしました。



2020年旅券冊子のデザインになった「富嶽三十六景 神奈川沖浪裏」※2

2月の新旅券発給開始以降、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内の旅券発給数は大幅に減少していますが、新旅券を手にした方からは、「富嶽三十六景」を用いた新デザインに対し好意的なご意見を頂いています。



2020年旅券発給開始案内ポスター

※1 富嶽三十六景

江戸時代中・後期の浮世絵師、葛飾北斎（1760年-1849年）によって描かれた富士山を題材とする浮世絵風景版画シリーズ。「凱風快晴」、「神奈川沖浪裏」、「山下白雨」などが有名。出版当初は全36図であったが、好評のため10図が追加され、全46図から成る。

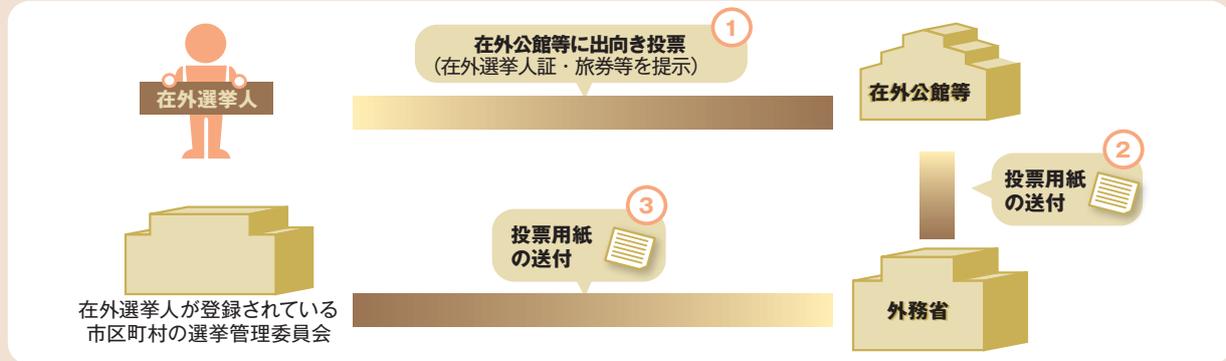
※2 そのほかの2020年旅券冊子デザインの「富嶽三十六景」作品はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000432933.pdf>



在外選挙

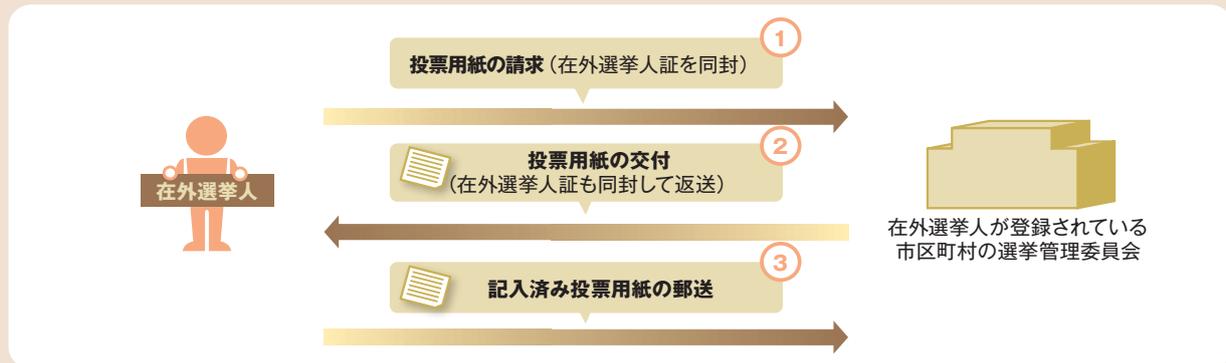
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業への支援として、海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業を実施している。

E その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免

許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、在留邦人が滞在国の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2020年で152年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約380万人（推定）以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約224万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2020年は、新型コロナウイルスの影響のため、例年10月に行われている海外日系人大会が中止となり、それに伴い外務大臣主催歓迎レセプションも中止となったが、日系社会の絆を深め、来年度大会の布石となるオンライン・フォーラムが開催され、茂木外務大臣から同フォーラムにビデオメッセージが発出された。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本の間の絆を強めていく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去り

や留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2020年12月末現在、日本を含む101か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力、子の所在特定、問題の友好的解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。

ハーグ条約発効後2020年12月末までの6年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を271件、子との面会交流を求める申請を154件、計425件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、47件において子の返還が実現し、42件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、47件において子の返還が実現し、28件において返還しないとの結論に至った。

2020年12月には、ハーグ条約非締約国へのアウトリーチ活動の一環として、ベトナム最高裁判所、司法関係者を対象としたオンライン形式のセミナーにおいて、日本がハーグ条約加盟に至るまでの経験や条約締約後の国内での実施体制などに関する取組を紹介した。

このほかにも、より幅広い層へハーグ条約を周知することを目的として、在留邦人向け情報誌やウェブサイトへのハーグ条約に関する情報の掲載や、在留邦人向け啓発セミナーのオンラインでの実施のほか、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施など、広報活動に力を入れている。

（参考）ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数（2020年12月末現在）

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	150	120
外国に所在する子に関する申請	121	34